## 設置する充電設備の種類別補助対象経費の考え方

※下表にて「×2」の表示がありますが、設置工事等の補助対象経費の考え方であり、補助上限額が上がるわけではありません。

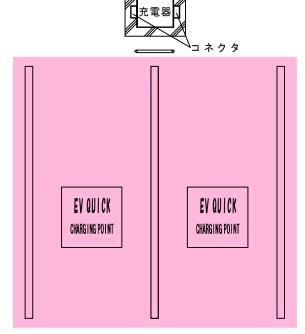
高速道路SA・PA及び道の駅等への 充電設備設置事業	A コネクターが 2つの型式	B 電源部と充電部で 分れている型式
(1) 充電設備等設置工事費		
①充電設備等設置工事費	_	-*
②電気配線工事費	-*	-*
③高圧受変電設備設置工事費 (QCのみ)	_	_
④特別措置に基づく受電工事費 (QCのみ)	_	_
(2) 案内板設置工事費 (原則1申請当たり)		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	_	_
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	_	_
(3) 付帯設備設置工事費(原則1基当たり) * 1		
①駐車スペースライン引き	× 2	× 2
②路面表示	× 2	× 2
③屋根 ヘ ※どちらか一方	_	× 2
④小屋 →	_	× 2
⑤ 充電設備防護部材	_	× 2
⑥電灯	_	× 2 ※
(4)その他設置に係る費用(原則1申請当たり)		
①雑材・消耗品費、養生費	_	_
②レイアウト検討・図面作製費	_	_
③安全誘導員費	_	_
④停電回避費(高速道路等のSA・PAのみ)	_	_
⑤充電スペース造成費 *2	× 2	× 2
⑥ (1) ~ (3) の工事でかかったその他労務費	_	

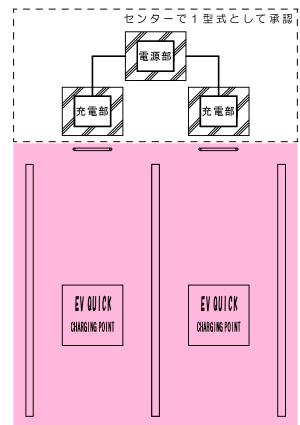


充電設備1基でコネクターが2つの場合



1型式で電源部1基、充電部2基の場合





- \*1 補助対象となる工事項目は、各事業を参照のこと
- \*2 高速道路SA・PA、道の駅等およびマンション等における既設分譲マンションへの 設置工事でセンターが認めた場合のみ
- 一: 1基あたりの補助上限額
- ―※: 1基あたりの補助上限額(1型式を稼働させるための設置および電気配線工事を対象とする)
- ×2※: 効率的な設置をしている場合